

第6章 救助・救急計画（府中消防署・府中警察署）

震災時には、火災のほか建物やブロック塀の倒壊、看板や窓ガラス等の落下等により多数の救助・救急事象が発生するものと予想されるので、関係機関との協力体制を確保し、迅速かつ的確な対応をすることが必要である。

第1項 救助・救急態勢等

関係機関の活動態勢、活動内容は次のとおりである。

<関係機関の活動内容>

機 関 名	活 動 態 勢 ・ 内 容
府中消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助・救急活動は救助隊及び救急隊等が、災害に対応した救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 2 救助活動に必要な重機等の資機材については、関係事業者との事前協定等による迅速な調達を図り、効果的な活動を行う。 3 救急活動に当たっては、現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員等と連携し、傷病者の救護に当たる。 4 傷病者の搬送は、救命処置を要する重症者を最優先とし、救急資器材を有効に活用して安全な医療機関へ搬送する。
府中警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助・救急活動は、激甚被災地帯及び病院、学校、興行場等多数人の集合する場所及びがけ崩れ等の場所を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急救護処置を施したのち医療救護班へ引継ぎ、または病院等に収容する。 3 救出・救助活動に当たっては、保有する装備資機材等を有効に活用する。 4 市、日赤、府中消防署等関係機関と積極的に連携し、負傷者等の救出・救助を行う。

第2項 救助・救急体制の整備

1 府中消防署の救助・救急体制

(1) 救助体制の整備

ア 発災初期における救助体制を強化するため、火災の発生状況を勘案しながら早期に救助隊を編成する。

イ 震災時に使用できる救助資機材及び車両等について、関係事業所等と協議し調達計画を策定しておく。

ウ エンジン・カッター、油圧式救助機具等の救助資機材の整備を図る。

(2) 救急体制の整備

ア 救急活動を効果的に行うため、予備救急隊及び担架隊を増強し、重傷者は早期に消防ヘリコプターを要請するなど、傷病者に対する搬送体制を強化する。

イ 重度傷病者の救命率を高めるため、救急隊員の技能向上を図り、高度救急資器材の整備を行うなど、現場救護所等における救急活動を充実する。

ウ 現場救護所等における応急救護用資機（器）材等を増強整備する。

2 府中警察署の救出・救助体制

地震発生時、看板や工作物の落下、建造物の倒壊、交通事故車両等によって道路が閉塞されるため、救助、救護、避難誘導、消火、緊急物資輸送等の災害諸活動に多大の障害をきたすことが予想される。

このため、これらの障害物を除去して道路機能を確保するほか、がけ崩れ現場や埋没家屋からの救助や救急用に災害活動用車両の整備を図っている。また、併せてエンジン・カッター、エアージャッキ、ゴージャック等各種の災害活動用資機材を逐次整備して、救出・救助体制の充実強化を図る。

3 市民及び消防団等の自主救護能力の向上

(1) 応急救護知識及び技術の普及

震災時には、救助や救急が必要な事象が多発することが予想されることから、市民自らが、適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。

このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、防災市民組織の救出救護班員及び市民に対し、応急救護知識及び技術に関する普及・啓発活動を積極的に推進する。

なお、一定以上の応急手当技能を有する市民に対してその技能を認定し、市民の応急救護に関する意識高揚と技術の向上を図る。

(2) 消防団の救護活動能力の向上

消防団の救助資機材（ジャッキ、バール等）及び応急救護資器材を増強、充実するとともに、地域住民に応急救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を行う。

第7章 消防・危険物対策

地震の発生に伴い火災及び危険物、有毒ガス等漏洩などの災害の発生が予想される。

これらの災害の発生を極力防止するため、震災時における消防機関及び危険物施設の管理者等の活動態勢や応急活動、他市町村との応援協力などの応急対策を整備することが大切である。

第1節 震災消防活動（府中消防署・府中市消防団）

地震の発生時には、火災やパニック等の二次災害が懸念される。消防機関は、市民や事業者等に出火防止と初期消火の徹底を期するよう指導するとともに、府中市消防団と一体となりその総力をあげ延焼防止と市民の避難の安全確保に努め、災害事象に対応した消防活動を展開し、震災火災から市民の生命、財産を守る。

第1項 警防本部等の設置

東京消防庁は、消防活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部を設置し、震災に即応できる体制を確保している。

第2項 活動態勢

1 震災配備態勢

都内（島しょを除く）で震度5弱の地震が発生したときまたは地震による被害状況により、警防本部長が必要と認めた場合は、勤務している職員及び所要の職員・団員を招集して情報収集、広報、部隊の増強または編成を行う。

消防団は、団本部員・分団本部員を召集し震災消防活動を開始する。

2 震災非常配備態勢

震度5強の地震が発生した場合、または地震により火災、救助、救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、全職員及び全消防団員を招集し震災消防活動を開始する。

3 消防団本部等の名称

分団本部を各分団防災センターに開設し「分団本部」と呼称する。

第3項 消防署（東京消防庁）の消防活動

1 活動の基本

- (1) 火災が多発した場合には、全消防力をあげて消火活動を行う。
- (2) 震災消防活動態勢が確立した場合は、消火活動と並行し救助・救急活動を行う。
- (3) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

2 部隊の運用

- (1) 地震に伴う災害の発生件数や、その規模等により部隊運用、現場活動を行う。
- (2) 延焼シミュレーションを活用して、部隊を効果的に運用する。

3 情報収集

- (1) 119番情報、高所見張情報、参集署員・団員情報等積極的に災害情報の収集を行う。
- (2) 災害救急情報システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。
- (3) 市本部等防災関係機関へ署員を派遣し、相互に災害情報の交換を行う。

第4項 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、各分団受け持ち区域内の市民に対して出火防止、初期消火、応急救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては現有装備を活用した消防活動に当たる。

1 出火防止

発災と同時に付近の市民に対して出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。

2 情報活動

災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防活動上必要な情報や被害状況の情報収集・伝達を行う。

3 消火活動

分団受け持ち区域内の火災に出動し、分団本部の指示・命令に従い消火活動を行う。

4 消防署隊への応援

消防署隊応援要員として火災活動等の応援をする。

5 応急救護

要救助者の救出と負傷者に対する応急救護措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

6 避難場所等の防護等

避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に連絡するとともに、関係機関と連絡をとりながら避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

7 給水活動

必要に応じ、各浄水所及び耐震性貯水槽に蓄えた水を飲料水として地域住民に供給する。

第2節 危険物・有毒物質取扱施設等の応急措置

(府中消防署・府中警察署)

市内には、現在、石油、高圧ガス等多数の危険物貯蔵所などがあり、地震時における振動、火災等により、これらの危険物の爆発、漏えい等が考えられる。その場合は、従業員はもとより、周辺住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。

したがって、これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程及び震災予防条例等に基づき防災計画が定められ、防災体制の強化が図られているところであるが、発災した場合、被

害を最小限にとどめるための応急対策を確立しておくことが必要である。

第1項 石油类等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、これらの施設に対する災害応急対策は、震災消防活動により対処する。

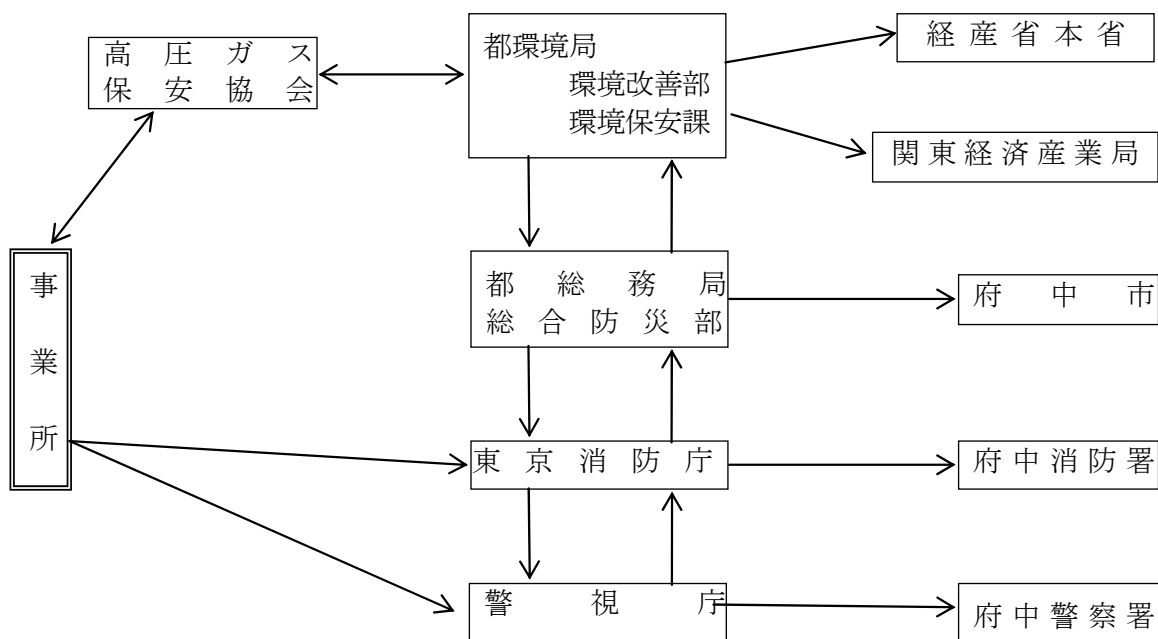
- 1 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動要領並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 3 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災機関との連携活動

第2項 高圧ガス保管施設の応急措置

震災時に高圧ガス貯蔵施設が被害を受けガスが漏えいした場合、当該事業所は全力を挙げ防除活動を実施するが、併せて、被害を未然に防止するために関係機関への迅速、的確な通報を行わなければならない。

有毒ガス漏えい事故発生時における通報系統、通報内容、各機関の対応措置は次のとおりである。

1 有毒ガス漏えい事故発生時の通報系統図



2 府中警察署の対応措置

危険物等からの被害防止及び被害の拡大防止を図るため

- (1) 警備要員の派遣による被害調査
- (2) 被害の発生防止及び拡大防止のための管理者対策
- (3) 警戒区域（警戒線）の設定
- (4) 負傷者に対する救助活動
- (5) 避難の措置等の措置をとる。

3 府中消防署の対応措置

- (1) ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難勧告または指示を行う。
- (2) 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- (3) 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策は前節の震災消防活動により対処する。

第3項 放射線使用施設の応急措置

地震、火災その他の災害により、放射性同位元素（R I）または放射線発生装置などから放射線障害が発生するおそれがある場合、または放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年法律第167号）に定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、科学技術庁長官に報告を行うこととされている。また、科学技術庁長官は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができることとされている。

1 府中消防署の対応措置

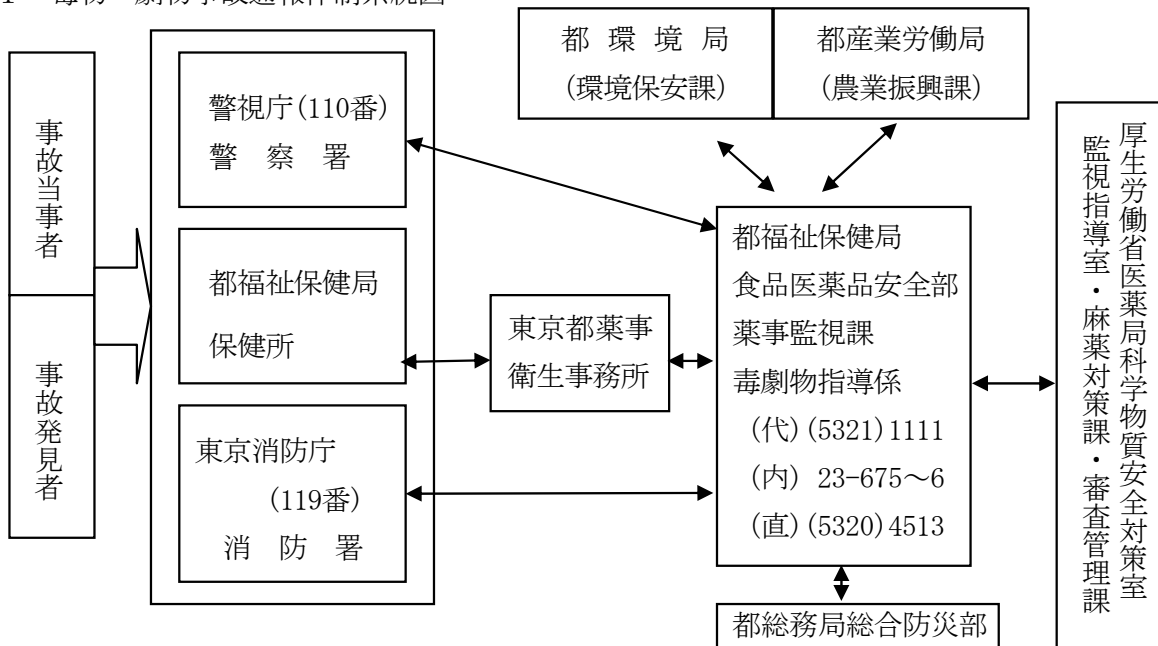
放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう取扱者を指導する。また、消防機関は、前節の震災消防活動に基づいて災害応急活動を行う。

- (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

第4項 毒物・劇物取扱施設の応急措置

震災による建物の倒壊等により毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の応急措置は次のとおりである。

1 毒物・劇物事故通報体制系統図



2 府中消防署の対応措置

- (1) 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難勧告または指示を行う。
- (2) 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- (3) 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策は前節の震災消防活動により対処する。

第8章 医療救護計画

(医師会・歯科医師会・接骨師会・薬剤師会・多摩府中保健所・福祉保健部)

第1節 初動医療態勢（福祉保健部）

第1項 計画方針

地震発生時には、家屋の倒壊、窓ガラスの落下、火災、浸水等により多数の負傷者が発生することが予測される。このときの医療救護は市民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な対応が要求されるため、市は各関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。医療救護活動は、一次的には市が実施する。都は、これを応援・補完する立場から直轄医療救護班を編成し、市からの応援要請があった場合に派遣される。

第2項 医療救護班の整備

- 1 震災における負傷者については約1,569人（重傷者224人、軽傷者1,345人）を想定する。
- 2 市の要請により医師会、歯科医師会、接骨師会、薬剤師会等は医療救護班を編成する。市は、あらかじめ救護所等派遣先を決め、医師会等が迅速な対応ができるよう、協議する。
- 3 医療救護班が医療救護活動に従事する際に着用する医療救護班用被服の統一的基準を、次のとおり定める。
 - ＜統一的基準＞ ア 医療救護の実施主体、
 - イ 医療救護班の所属、
 - ウ 職種（色による識別を行う場合医師は赤、看護師は緑）を示すこととする。
- 4 震災における負傷者を約1,569人（重症者224人、軽傷者1,345人）と想定し、活動日数を2日間とした場合、医療救護班は約16班必要となる。

第3項 医療救護資器材の整備

- 1 各指定避難所に医療救護資器材を備蓄する。
- 2 防災センターへ担架及び救急バッグ等の配備をする。
- 3 各小・中学校の保健室等に災害時に備え救急救護用品を整備した。

第4項 医療用水の確保

傷病者の治療に当たっては、医薬品と合わせ、水は必需品である。医療用の水の確保を図るため、輸送手段の確認や、水を入れる容器（医療用）を備蓄する。

第5項 救護所の設置

医療救護所は次の利点から基本的に指定避難所内に設置する。

- 1 避難所と救護所が一体化した方が患者は利用しやすい。
- 2 救護班は救護所に直接集合する方式を取れば輸送の必要がなくなる。
- 3 テント等の備品の搬送手段がいらなくなる。施設で準備・診察活動が行える。

第6項 府中市医師会の医療救護活動

1 災害救護対策本部の設置

府中市医師会は、市から医療救護班の派遣要請があった場合は、これに対応するため速やかに次の組織による救護対策本部（以下「救護本部」という。）を医師会館内に設置する。被災直後（初期時）の救助救出に伴う医療救護活動においては、必要に応じて東京DMATと連携する。

救護本部長は会長、副本部長は副会長とする。

救護本部に次の係を置く。

- (1) 情報連絡係 市との連絡、マスコミ対策、情報の収集、指令の伝達
- (2) 記録係 各種記録の整備・保存、報告書の作成
- (3) 業務係 医薬品、衛生材料の出納配給、交替要員の確保

2 救護班の編成

救護対策本部長は、災害の規模に応じ次の医療救護班を編成出動させるものとする。

<医療班の出動態勢>

区分	被害規模	応援医療班
第一次出動態勢	小規模被害	なし
第二次出動態勢	中規模被害	なし
第三次出動態勢	大規模被害	要請

救護班の輸送は、交通が途絶状態にあるときでも、可能な方法を用いて迅速に出動する。また、応援医療班の派遣要請は、救護本部長が東京都医師会及び近隣地区医師会に行う。

(1) 現場救護班

ア 医師1名、看護師1名、補助事務員1名の編成をもって1班とし、医師を班長とする。

編成する班の数は、災害規模に応じて定め、複数の班を配したときは、医師1名が総指揮者となる。

イ 班長及び指揮者は、医療救護における傷病者へのトリアージの判定及び医療救護活動の指揮をとる。

(2) 保健センター救護班

医師数名、放射線技師1名、看護師、補助事務員若干名

(3) 救護班の業務が過労及び長期に及ぶことが予想される場合は、救護本部は配備計画を

もとに交替要員を確保し補充する。

3 救護班の業務

(1) 現場救護班は、災害現場に出動し、現場に設置された救護所において次の業務を行う。

ア 傷病者に対する応急措置及び重症度の区分

イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

重症者は、直接救急車により後方医療施設に輸送、中軽症者は原則として保健センターへ輸送する。

ウ 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療

エ 助産救護

オ 精神相談

カ 死亡の確認

状況に応じて遺体の検案に協力する。

(2) 保健センター救護班は、保健センターに出務し、災害現場より搬送された傷病者に対し次の業務を行う。

ア 傷病者の確認、カルテ作成

イ 可能な限りの医療救護活動（画像診断、酸素吸入等含む。）

ウ 救急病院、都立病院等への転送要否の決定

エ 必要な記録の調整

4 連絡及び報告

(1) 救護活動実施中、班長は、必要に応じ随時業務の状況を本部に報告する。

(2) 救護班が業務終了したときは、班長は、救護本部に業務に関する報告（班の編成、出務時間、傷病者の記録、衛生材料の使用状況、事故の有無、その他必要事項）をする。

(3) 災害発生時、担当理事及び各ブロック長は、救護本部及び相互間の連絡に当たるほか、可能な方法を用いて会員への連絡を迅速に行う。

5 メンタルヘルスケア体制の確立

精神障害者、精神疾患患者及び被災住民に対して適切に対応するため、医師会は都、医師会及び医療機関等と協力してその体制を確立し、被災状況に即した活動を展開する。

(1) 医師などによる巡回相談チームを編成し、健康相談・巡回健康相談を行う。

(2) 保健所を拠点に医師などによる電話相談窓口又は外来相談窓口を設置し、被災住民の相談等にあたる。

(3) 医療体制の確保するために、都及び病院等と十分に連携を図り、必要に応じて患者の転院、避難所への派遣等を行う。

(4) 被災状況を把握し、提供する。

6 慢性患者への対応

慢性的な症状を持つ患者については、事前に災害時の対応を周知させておく。そのため、在宅患者への看護師、保健師による訪問指導を実施する。

7 透析患者及び要援護者への対応

透析医療機関の被災状況、透析医療可否についての情報の収集を行い、都及び透析医療機関と協力して透析患者への適切な支援体制を確立する。また、平常時から把握している情報に基づき、自宅や避難所で生活する、高齢者や障害者の救護・支援体制を確立する。

第7項 多摩府中保健所の医療救護活動

- 1 市から医療救護の要請があった場合、又は都において必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班を派遣するため、多摩府中保健所は、災害時における保健衛生活動の拠点として、医療救護活動に関する総合調整及び情報センターとして活動する。
- 2 医療救護班は、市の設置する医療救護所において医療救護活動を行う。
- 3 医療救護班の活動内容
 - (1) 傷病者に対する応急措置
 - (2) 後方医療施設への転送の要否及び優先順位の決定
 - (3) 転送困難な患者及び避難場所における軽症患者に対する医療
 - (4) 助産
 - (5) 医療救護所における死亡の確認
 - (6) 遺体の検案
- 4 多摩府中保健所は、市の要請があったときまたは災害時の状況に応じ所長が必要と認めたときは、被災等による心身の健康障害等の予防のため、精神保健相談活動等を行う。

第2節 傷病者の輸送（福祉保健部・府中消防署）

第1項 市が都へ応援要請した場合の連絡系統

傷病者の輸送については、被災現場から医療救護所までは市が搬送し、医療救護所から後方医療機関までは都及び市が対応する。

市は病院に収容する必要がある患者については、府中消防署へ依頼し迅速な移送を行う。

第2項 府中消防署の救護活動

- 1 傷病者等の救護態勢は、次のとおりとする。

災害及び傷病者の規模により救急隊を増援出動させる。
- 2 緊急救護活動は、次の場合に開始する。
 - (1) 警防本部長の命令があった場合
 - (2) 市長または本部長から要請があった場合
 - (3) 府中署隊長が必要と認めた場合
- 3 活動の対策と範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 傷病者等
緊急救護活動の対策とする傷病者等とは、次に該当する者をいう。
 - ア 災害事故による傷病者

- イ 直接災害事故によらない重篤傷病者で緊急救護を要する者
 - ウ 前駆期妊産婦及び褥産婦
 - エ これらに類する者
- (2) 活動範囲
- 傷病者輸送範囲
 - ア 救急医療機関
 - イ 医師会会長において指定する医療機関
 - ウ その他
- (3) 緊急救護範囲
- ア 現場における応急救護処置
 - イ 傷病者等の医療機関への輸送

第3節 後方医療体制（福祉保健部）

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者は、適切な後方医療施設に搬送して治療を行う。

第1項 後方医療機関の機能

- 1 患者の収容力の臨時拡大
- 2 ライフラインの機能停止の応急的な診療機能の確保

第2項 傷病者の搬送体制

医療救護所の責任者は、医療救護及び助産を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者を搬送するよう、本部長または都福祉保健局長に要請する。

原則として、被災現場から医療救護所までの搬送については市が、医療救護所から後方医療施設までの搬送については都及び市が対応する。

傷病者の後方医療施設への搬送は次により行う。

- 1 府中消防署に救急車、救急隊の搬送を要請する。
- 2 医療救護班の使用した自動車での搬送する。
- 3 搬送に当たっては、あらかじめ定められた搬送順位に従って、後方医療施設の受入れ体制を確認して搬送する。
- 4 道路事情等により陸上輸送が困難な場合は、東京消防庁のヘリコプター輸送を、府中消防署を経由して要請する。

第4節 防疫及び保健衛生（福祉保健部・環境安全部・多摩府中保健所）

震災時においては、断水、大量のごみ等により衛生環境が悪化し、各種感染症の発生のおそれがある。

このため感染症患者を早期に発見し、適宜の処置をとり、家屋内外の消毒方法を実施して、感染症の媒体となる昆虫の発生を防止し、感染症の蔓延するおそれがある非衛生的な生活環境を改善するなど災害地の防疫を実施して市民生活の安定を図る。

第1項 防疫活動

- 1 本部長は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、そ族昆虫駆除を行うものとし、これらの業務は、都本部設置後も、市において実施する。
- 2 本部長は、状況に応じて、消毒班を編成し、患者の収容、患家の消毒を迅速かつ的確に行う。
- 3 本部長は、被災戸数及び防疫活動の実態について、都福祉保健局長に対し、迅速に連絡する。
- 4 本部長は、防疫活動の実施に当たって、市の能力をもって十分でないとき認めるときは、都福祉保健局長、府中市医師会長及び多摩府中保健所に協力を要請する。
- 5 本部長は、都の実施する防疫活動について、十分協力しなければならない。
- 6 防疫活動組織

次の表のとおり班を結成し、防疫活動を実施する。

- (1) 災害地の防疫活動を実施するため、防疫班・消毒班・衛生班・検水班を編成し、その班別・人数・能力等は次のとおりとする。

<防疫活動組織>

班 別	1日編成可能班数	対 象	1日処理能力(箇所)	構成(人)	備 考
防 疫 班	2	被 災 家 屋 避 難 所	—	20	
消 毒 班	2	患者発生家族、家屋	90	16	消毒戸数 150戸
衛 生 班	4	災 害 発 生 地 域	600	20	
検 水 班	2	井戸その他飲料水留	70	6	

第2項 防疫活動組織の任務

本部長は、防疫活動の必要があると認めるときは、被災戸数を把握し、都福祉保健局長または、多摩府中保健所長に連絡するとともに、保健所に協力を要請し、状況に応じて防疫活動班を出動させる。各班はそれぞれ次の業務を別に定める実施基準により迅速適確に行う。

1 防疫活動組織の任務

- (1) 防疫班 検病検査、健康診断、避難所の防疫指導、応急治療、予防宣伝
- (2) 消毒班 患者の搬送及び患家等の消毒
- (3) 衛生班 飲料水（井戸水）、避難所等倒壊家屋の消毒、及び昆虫駆除
- (4) 検水班 飲料水（井戸水）の検査

2 検病検査及び健康診断

災害発生時には、保健所の指導により地域内の未収容の保菌者に対しては、速やかに隔離その他適切な処置を講じ、防疫班は患者の早期発見に努める。

3 消毒方法

災害時の井戸等は、直ちに使用を禁止するとともに保健所と協力して、次亜塩素酸ナトリウム液による消毒を行う。その後は消毒薬を交付する。

市民に対しては浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を行い、または消毒薬を交付して自主的に行うよう指導する。

4 避難所の防疫措置

- (1) 開設後は直ちに便所その他の不潔箇所の消毒を行い、その後は薬品を交付して自主的に行うよう指導する。
- (2) 衛生班は保健所と協力して、感染症の早期発見、給食施設、便所等の生活施設の衛生的管理及び手洗い、消毒等の指導を行う。

5 昆虫駆除

災害発生状況に応じて地域、期間を定めて行う。

6 患者の隔離及び消毒

消毒班は、保健所、医師会と密接な連絡をとり、患者を適切な医療機関に搬送するとともに、患家・避難所の消毒を行う。

7 臨時予防接種

災害の状況、災害地の感染症の発生状況により、予防接種の種類・対象・期間を定め実施する。

初期防疫活動は、市保有及び保健所等の現有防疫用資材を使用するものとし、当該資材が不足したときは、福祉保健部が調達収用して補給する。

第3項 保健衛生

避難所及び在宅の災害要援護者、傷病者に保健師等による訪問保健衛生指導を行う。

- 1 多摩府中保健所は、防疫に関して本部長の協力要請があった場合は、防疫班及び防疫検水班を編成し、市の防疫活動について協力・指導を行う。

2 多摩府中保健所は、災害時の状況に応じ都福祉保健局長が必要と認めたときは、食品衛生監視班を編成し、食品の安全確保を図る。

3 活動内容

(1) 防疫班

- ア 健康調査及び健康相談等
- イ 避難所の防疫指導等
- ウ 感染症予防のための広報及び健康指導

(2) 食品衛生監視班

- ア 市と連携し、避難住民の手持ち食品や避難所で配られる食料品の衛生指導
- イ 管轄区域内を中心とした食料集積所、避難所、仮設店舗の巡回指導
- ウ 被災した営業施設への監視指導
- エ 食品に起因する危害発生の防止のための監視指導
- オ 避難所の食品取扱い管理者に対する指導・助言
- カ 仮設店舗や行商、移動販売者など営業再開店舗の情報収集、指導

(3) 水の安全パトロール班

- ア 飲み水の消毒及び消毒効果の確認
- イ 飲み水の消毒方法及び消毒の確認方法の指導
- ウ 水道施設の復旧状況の把握
- エ 水質検査の実施
- オ 避難所の環境衛生指導
- カ 環境衛生営業に対する指導

第4項 動物管理

災害時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難し、負傷または放し飼い状態の動物も生ずることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、都や関係団体との協力体制の確立に努める。

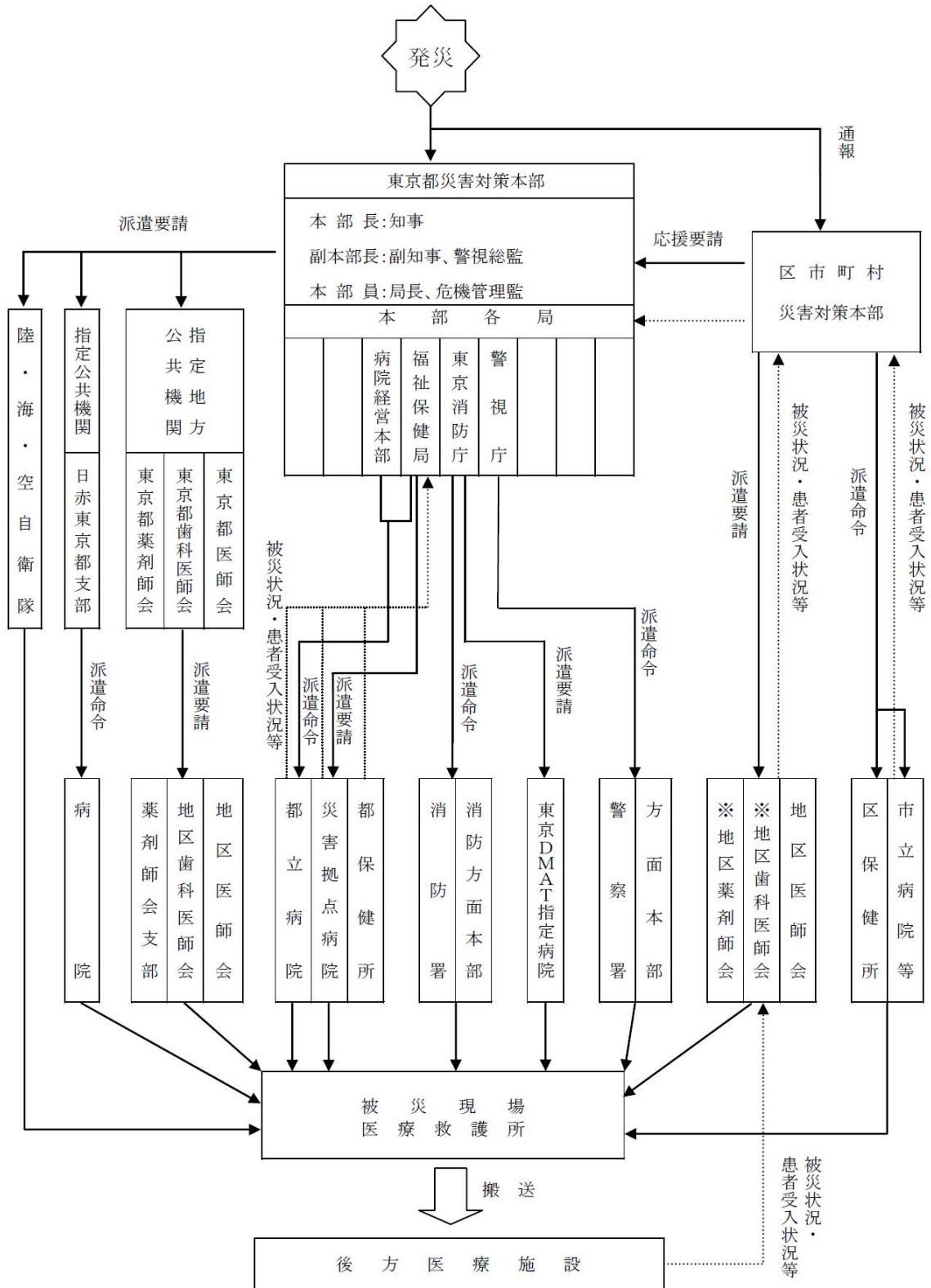
(1) 避難所における飼育動物

避難所において、適正飼育に関する情報提供や指導を行い、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。動物の飼い主が自主的にまたは共同で行う動物救護活動を支援する。

(2) 被災地域における動物の保護

負傷飼育動物や飼い主不明動物の保護は、広域的対応等が必要となるため、都や関係団体と連携をとりながら対策を講じる。適切な応急救護活動を行うため、動物救護活動に関する協定の締結を検討する。

<医療救護活動の情報連絡系統図>



第9章 避難計画

第1節 避難態勢（生活文化部）

市において、地震時の同時多発火災や延焼拡大など、災害の危険が切迫し、人命に及ぼす危険性が大きいと予測される地域、または、避難が必要と認められる地域がある場合、これら危険地域の市民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止しなければならない。

第1項 避難の勧告・指示

- 1 市の地域において災害の危険が切迫した場合には、本部長は府中警察署長及び府中消防署長と協議のうえ、要避難地域、避難先を定めて避難の勧告または指示をする。この場合、本部長は直ちに都本部へ報告する。
- 2 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、本部長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、または退去を命ずる。
- 3 本部長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または本部長より要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、速やかに本部長に対し、避難の勧告・指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
- 4 消防署長は、火災の延焼またはガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、市民に避難の勧告・指示を行う。この場合直ちに本部長に通報する。

第2項 勧告または指示の伝達

避難の勧告または指示の伝達は、第2章第4節「広報・広聴活動」による。

第3項 勧告または指示の内容

避難勧告または指示は、次のことを明らかにして行う。

- 1 避難対象区域 町丁目名、施設名等
- 2 避難の理由 避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等
- 3 避難先 安全な方向及び避難場所の名称
- 4 その他 避難行動時の最小限の携帯品、災害要援護者の優先避難・介助の呼びかけ等

第4項 避難誘導

避難勧告または指示を発令した場合、市は府中警察署、府中消防署及び消防団等と協力し、安全な経路を選定するとともに、あらかじめ指定した避難場所等に市民を誘導する。

1 緊急避難の誘導を行う者

本部長から、災害の発生により緊急避難の勧告または指示が発令された場合、避難の誘導は次のとおり行う。

- (1) 生活文化部長は、必要と認める一時集合場所（資料編〇ページ資料〇のとおり。）及び広域避難場所（資料編〇ページ資料〇のとおり。）にそれぞれ市職員を派遣し、避難収容者の整理、情報等の収受に当たらせる。
- (2) 地域内から一時集合場所または広域避難場所までの避難誘導は、消防団員、自主防災組織及び現場の警察官等が行う。
- (3) 学校、幼稚園、保育園、事業所、大型店等多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。ただし、生活文化部長は、学校、幼稚園、保育園、学童クラブ、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等で、災害の規模、態様により必要と認めるときは、市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の措置を講ずる。

2 避難の誘導

(1) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障を起こさない最小限度のものとするが、平常時より、おおよそ次のものを目途とする非常用袋を用意しておくようPRに努める。

なお、自動車による避難及び家財の持ち出し等は危険なので中止させる。

ア 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）

イ 1人2食分位の食料と2～30の飲料水、衣類（タオル、下着類）、救急医薬品、常用の医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等

ウ 服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具

エ 貴重品は、多少の現金などの他は携行しないこと

オ 紙おむつ、おんぶひも、メモ用紙、かかりつけの医療機関の連絡先

(2) 避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおよそ次の事項を目途とする。

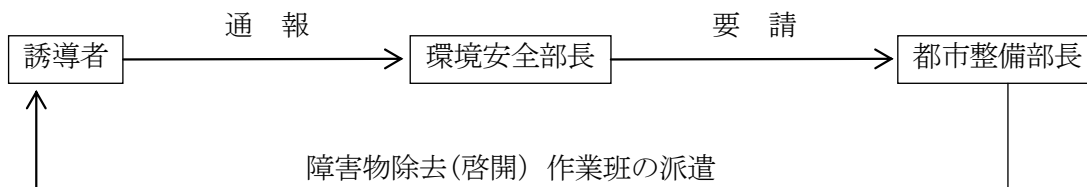
ア 避難の誘導は、病弱者、高齢者、幼児、心身障害者その他単独で避難することが困難な人（以下「災害時要援護者」という。）を優先するとともに、できる限り早めに事前避難させるよう努める。

イ 交差点や橋梁、トンネル等の混雑予想地点においては、災害時要援護者を含む避難グループであることを示す旗等を掲げるとともに、その旨を連呼し、優先避難誘導を受けやすいよう配慮する。

ウ 避難経路は、本部長または関係部長から特に指示がない場合は、避難の誘導に当たる者が指定するよう努める。なお、避難経路の選定に当たっては、火災の場所、落下物の危険のある場所、危険物のある場所などを避け、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実地を確認して行うよう努める。

エ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができない時は、環境安全部長を経由して、都市整備部長（本部応急対策部長）に対して避難道路の障害物除去（啓開）等を要請する。

<道路の障害物除去（啓開）等の要請の流れ>



第5項 一時集合場所

災害における避難方式は自治会等を核に一定の地域や事業所単位に集団を形成し、指定の避難場所に避難する集団避難方式が有効であるが、避難場所の中には、市民の通常的生活圏外にあるものもあるので、避難の必要が生じた場合、混乱が発生するおそれがある。

一時集合場所は、このため避難場所に至る前の中継地点に避難者が一時的に集合する場所として、また避難誘導を効率的に実施できるよう市が事前に選定するものであり、避難者はここで集団を形成したのち、万一危難が迫った場合には、警察官、消防団等の誘導により避難を行う。

一時集合場所と避難場所の中間に位置する自治会等は各自治会の判断で避難する場所を決定する。必ずしも一時集合場所に集まらなくてはならないというものではない。

なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際の避難者を収容するために必要となる一時集合場所の総面積は、約244,500㎡である。

一時集合場所は、次のとおり、集合した人の安全がある程度確保されるスペースをもった市立小・中学校等の校庭及び近隣の公園・空地とする。

- 1 情報伝達その他各種連絡が効率的に行える。
- 2 市民相互の助け合いや不在者等の確認が可能である。
- 3 市職員、警察官及び消防関係等の指示で避難するため、整然とした行動がとれる。

第2節 避難場所（環境安全部・都市整備部）

第1項 避難場所の指定

市の避難場所は、大震災時の市街地大火から市民の生命を守るため、あらかじめ安全な場所を確保し、市民への周知を図る。

指定避難場所への避難には、任意の経路を利用することを原則とする。

なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際の避難者を収容するために必要となる広域避難場所の総面積は、約38,600㎡である。

<避難場所選定の原則>

- 1 周辺市街地大火によるふく射熱(2,050kcal/m²・h)から安全な有効面積を確保する。
- 2 避難場所内部には、震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこととする。
- 3 有効面積は、避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間とし、一人当たり1m²を確保することを原則とする。
- 4 避難場所ごとの地区割当計画の作成に当たっては、町丁、町内会、自治会区域を考慮する。

第2項 避難場所の安全化

1 道路・橋梁の整備

避難時に市民が避難場所へ安全に避難できるよう小・中学校への道路を拡幅するほか、避難のため必要な道路上の橋梁の強化や補修を実施する。

2 消防水利の整備

避難場所の周辺の火災が延焼拡大すると、避難者は危険な状態に陥ることとなる。避難者の安全を確保するためには、消防活動に不可欠な消防水利が必要である。避難場所については、避難者を火災から守るために必要な水量を算出し、防火水槽等の整備を推進する。

第3項 広域避難場所の周知徹底

広域避難場所は、地震避難マップや防災ハンドブック等で周知しているが、各広域避難場所の位置、入口、利用方法等を、今後更に市民への周知を図る。

第3節 避難所の開設・運営（環境安全部・生活文化部・教育委員会）

第1項 避難所の整備

災害時に避難所として指定された各施設については、被災者のための食料・生活必需品及び災害復旧用資器材を備蓄するとともに、各種の情報伝達のための機材の整備を次のとおり進めている。

- 1 各小・中学校及び文化センター等に防災行政無線用の戸別受信機を配備している。
- 2 各小・中学校の保健室等に救急救護用品を備えている。
- 3 災害時用の飲料水を確保するため、各小・中学校及び文化センターの屋外受水槽に災害時用給水バルブ（逆流防止弁）を設置している。
- 4 各小・中学校及び文化センター等に無線機を配備している。
- 5 各施設の空きスペースに食料及び生活必需品を備蓄している。
- 6 各小・中学校にトイレ機能を有する便槽付の多目的防火貯水槽の整備を進めている。

第2項 避難所の設置

1 避難所の開設

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、応急的な居住場所の確保と食料の配布等を行うため、避難所を開設し、収容保護する必要がある。

避難所は、府中警察署と協議し次の基準により選定する。

(1) 避難所の収容基準は、おおむね次のとおりとする。

長期避難 居室 3.3㎡当り2人

一時避難 居室 3.3㎡当り4人

(2) 避難所及び収容可能人員は資料編〇ページ資料〇のとおり。

表の施設中、小・中学校及び総合体育館を一次避難所とし、文化センター、市民会館等他の施設については災害時要援護者用等の二次避難所とする。

なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際の避難者を収容するために必要となる避難所の総面積は、一時避難所が約27,600㎡、二次避難所が約10,200㎡である。

ア 一次避難所

市民が災害時に居住する場所を失うなどした場合に一時的に生活を送る場所で、市及び関係防災機関は優先的に食料等を配給する。

イ 二次避難所

一次避難所での生活が著しく困難と判断される災害時要援護者（高齢者、障害者、幼児等）は、二次避難所へ移し保護する。

第3項 避難所の開設・管理

1 開設と運営の担当者

避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び府中警察署、府中消防署等関係機関に報告する。

都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

避難所を開設した場合は管理者を置く。

避難所の設置場所は、あらかじめ指定する避難所（資料編〇ページ資料〇「避難所一覧表」のとおり。）のなかから、市長（本部長）が被害の状況に応じて決定するが、開設と運営の実務については、各施設の管理責任者、勤務職員または別に定める非常配備指定動員職員が担当する。

なお、避難所は応急対策、復旧活動の拠点となることが予想されるので、その場合は、避難所内での活動場所の指定等の調整業務は、生活文化部長が指名する職員が行う。

2 開設から運営までの手順

避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間を延長する必要がある

場合には、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。

避難所の開設及び運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。

<避難所の開設、運営の手順>

- (1) 開設しようとする者は、電話、ファクシミリ、無線等（以下「電話等」という。）により避難所を開設することを本部に報告する。
- (2) 施設の入口を開ける。
すでに避難者がある場合は、一時的に広いスペースに誘導する。
- (3) 避難所内に事務所を開設する。
- (4) 避難者の受け入れスペースを指定する。
- (5) すでに避難している人を指定のスペースへ誘導する。
- (6) 避難者名簿（資料編〇ページの第1号様式）を配布する。
- (7) 避難者名簿を回収する。
- (8) 避難者名簿に基づき避難スペースの割り振りをする。
- (9) 食料、生活必需品及びその他必要な物資（以下「生活物資等」という。）を確保（請求、受領）し、配給する。
- (10) 避難所運営状況の報告をする。（定例・毎日午前10時。その他適宜。）
- (11) 避難所日誌（資料編〇ページの第2号様式）を作成する。

3 開設、運営時の留意事項

(1) 開設時の留意事項

ア 開設

避難所の開設は、原則として本部長の指示により行う。現地の職員が避難の必要があると判断した時は避難所を開設する。この場合、すでに避難住民が集まっているときは、一時的に体育館や会議室など広いスペースに誘導し、避難した市民の不安を緩和するとともに、無用な混乱の防止に努める。

イ 事務所の開設

上記の措置をとった後、速やかに避難所内に事務所を開設する。

事務所には、避難所の運営に必要な職員を常時配置する。

ウ 避難スペースの指定

避難した市民の受け入れスペースの指定に当たっては、自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設置することとし、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。

エ 災害時要援護者の受け入れ及び避難所運営に必要なスペースの確保

災害時要援護者の避難スペースや医療活動及び避難所の運営に関わる各種会議のためのスペースをあらかじめ確保する。

オ 報告

避難所の開設に当たった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに生活文化部長に電話等により、報告する。

生活文化部長は、避難所からの報告に基づき、総務部長に避難所に関する広報活動の実施を要請する。

本部長は、都総務局総合防災部、福祉保健局及び府中警察署、府中消防署等の関係機関に避難所開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次の要領による。

- (ア) 避難所開設の日時、場所、施設名
- (イ) 収容状況及び収容人員
- (ウ) 開設期間の見込み

(2) 運営上の留意事項

ア 避難者名簿の作成

避難所を開設し、避難した市民の受け入れを行った際には、避難した市民に避難者名簿を配布し、各世帯単位に記入するよう指示する。各施設の管理責任者または生活文化部長が責任者としてあらかじめ指名する者（以下「避難所責任者」という。）は、回収した避難者名簿（カード）を基に避難所日誌を作成し、事務所に保管するとともに生活文化部長を通じて総務部長に報告する。

イ 情報掲示板の設置

避難者への必要情報を伝達するため、避難所内に情報掲示板を設置する。

ウ 避難スペースにおける班の編成と班長の選出

避難所責任者は、各避難スペースにおいて避難者による適当な人員（30人程度）で班を編成し、避難所への連絡等に関わる班長を選出させる。

班長は次の役割を担う

- (ア) 市本部からの指示、伝達事項の周知
- (イ) 避難者数及び生活物資等必要数の把握と避難所責任者への報告
- (ウ) 生活物資等の配給活動補助
- (エ) 施設の保全管理
- (オ) 災害時要援護者の措置に対する協力
- (カ) その他避難所運営に必要な協力

エ 食料等の請求、受領、配給

避難所責任者は、避難所で必要な生活物資等の数量を福祉保健部長に報告するとともに、生活文化部長への調達を要請する。また、到着した生活物資等を受け取った時は、その都度生活物資等受領簿（資料編〇ページの第3号様式）に記録し、必要な場合は生活物資等管理簿（資料編〇ページの第4号様式）に記録のうえ、班ごとに配給する。

オ 災害時要援護者への配慮

避難所責任者は、災害時要援護者に対し、プライバシーの保護やトイレ等の利用のしやすさ等優先的な措置を講ずるよう配慮するとともに文化センター等の二次避難所への移送の措置を講ずる。

カ 避難所運営状況の報告と記録

避難所責任者は、避難所の運営状況について、1日に1回午前10時までに生活文化部長に報告する。生活文化部長は報告事項をとりまとめ、正午までに市長（本部長）に報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

また、避難所の運営記録として、避難所日誌（資料編〇ページの第2号様式）を作成する。

第4項 野外収容施設の設営

本部長は、災害の規模が大きく既存施設の被害が甚大であり、被災者が多数のため既存施設の収容能力を超えた場合、または避難所が開設されなかった場合は、生活文化部長に指示し、応急的施設として野外収容施設を設営する。また、本部長は都総務局（総合防災部）及び府中警察署、府中消防署等の関係機関に状況を報告するとともに、施設の設置に関わる資材等を都福祉保健局に要請する。野外収容施設の設置期間は、避難所が開設されるまでの間または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。野外収容施設の設営場所は、警備上、府中警察署と協議して決定する。

第5項 避難者の他地区への移送

災害が大規模なために、避難者の収容可能数を超えたと本部長が判断した場合、次のとおり、他地区への移送を東京都福祉保健局へ要請する。

- 1 市の避難所に被災者を収容できないとき、本部長は被災者を、非被害地若しくは小被害地または隣接県など、他地区への移送について要請する。
- 2 被災者の他地区への移送を要請した本部長は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先地区に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。
- 3 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市が行い、被災者を受入れた地区は運営に協力する。
- 4 被災者の輸送手段については極力市で用意するが、輸送力が足りない場合は都へ協力を要請する。

第6項 他市等からの被災者の受け入れ協力

本部長は、都知事より他区市町村からの被災者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、都の計画の定めるところにより積極的に行う。近隣他都市等からの被災者の受け入れの要請を受けた場合は、生活文化部長に指示し必要な措置を講ずる。

第7項 災害時要援護者対策

1 計画目標

乳幼児・高齢者・障害者・外国人等のいわゆる災害時要援護者に対する災害時における応急対策は、その対象により個別の対応が求められる。市は、自主防災組織、ボランティア、関係団体等との連携を図り、可能な限り災害時要援護者に配慮した対応を行う。

2 災害時要援護者に配慮した対策

(1) 高齢者対策整備計画

ア ひとり暮らし高齢者・ねたきり高齢者

緊急通報システム協力員等の福祉ボランティアにより、日常から災害についての知識を伝えておく。災害発生時には、高齢者の安否を確認し、誘導を行う。

イ 高齢者福祉施設関係

- (ア) 平常時から相互支援関係にある近隣施設、市、地元自治会などに災害時における支援の要請をしておく。
- (イ) 施設はあらかじめ定めた避難誘導計画により、入所者の安全を確保するとともに、早急に施設機能の回復を図る。
- (ウ) 余裕スペースの活用による被災者の受入れについては、要援護者など援護の必要性の高い者を優先する。
- (エ) 市は復旧までの間、優先的に水を供給するほか、おむつなど日常生活用品の補給支援を行う。また、ボランティアへの情報提供を行い、マンパワー支援を確保する。

(2) 障害者対策整備計画

ア 障害者

障害者は全て災害時要援護者と考え、各機関に日頃から防災の啓発に努めるとともに、障害の種別、程度により必要な対応措置をとる。

(ア) 安否の確認等

民生委員、緊急通報システム協力員等のボランティア及び福祉施設の関係者により安否を確認するとともに、緊急事態が発生した場合には、適切な対応への援助を図る。

(イ) 避難・誘導

単独で避難することが困難な肢体不自由者及び視覚障害者等については、家族が不在の場合等に避難・誘導するための協力員を確保する。

(ウ) 情報の収集と伝達

聴覚障害者対策として、避難場所に手話通訳者を配置するとともに、在宅で聴覚障害者のみの世帯には、手話通訳者を派遣し、迅速に対応する。

ア 障害者福祉施設関係

- (ア) 平常時から、地域防災組織の一員として、防災訓練等に積極的に参加するとともに、近隣施設、市、関係防災機関等と連携を密にし、支援体制を整える
- (イ) 各施設では、あらかじめ定めた避難誘導計画により、施設利用者の安全を確保す

るとともに、早急に施設機能の回復を図る。

(3) 外国人等に対する防災対策

在住外国人や海外からの旅行者は、言語、生活習慣、防災意識などが異なっているため、市、都及び防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次に掲げる防災環境づくりに努めるものとする。

ア 広域避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、標識の多言語化を推進する。

イ 地域全体で災害時要援護者への支援システムや救助体制の整備に努める。

ウ 多言語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災知識の啓蒙や防災訓練の普及に努める。

オ 東京外国語大学との協力体制を進める。

< (参考) 災害時要援護者等の現況 >

種 別	人数(人)	備 考
乳 幼 児	11,271	0～4才児 平成19年4月1日現在住民基本台帳
高 齢 者	40,686	65才以上 平成19年4月1日現在住民基本台帳
在宅寝たきり老人	1,141	平成17年10月1日現在登録
ひとり暮らし老人	1,179	平成18年4月1日現在登録
心身障害者・児	8,088	平成18年4月1日現在手帳交付者
外国人登録者	4,186	平成19年4月1日現在登録者数
合 計	65,018	※ただし一部重複して集計
全 人 口	242,607	平成19年4月1日現在住民基本台帳+外国人登録
災害時要援護者 人 口 比 率	27.0%	

(4) 今後の計画

消防庁が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、情報伝達態勢の整備、災害時要援護者情報の共有、災害時要援護者の避難支援の具体化について検討し、将来的には災害時要援護者一人ひとりの避難支援者を含めた避難プランの策定を目指す。

第10章 外出者対策（環境安全部・府中市消防署）

第1節 意識啓発（環境安全部・NTT東日本一東京西）

第1項 基本的な考え方

発災直後、市の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点を置くため、外出者に対する公的な支援には限界がある。このため、市民や事業者に対して、自助・共助の観点から、社会秩序としての「行動ルール」、及び携帯ラジオや帰宅地図の準備などを内容とする「帰宅困難者の心得10か条」の普及を図る。

1 想定される状況

大規模地震発生時に、多くの外出者が一斉に移動を開始した場合や、鉄道駅周辺や路上に多数の外出者が滞留した場合には、二次災害が発生するおそれがある。これらの多くの外出者の行動を行政機関が直接誘導することは極めて困難であり、路上等で被災した場合、適当な広さを有する屋外オープンスペースに待機させざるを得ない可能性がある。

2 外出者の行動ルール

(1) むやみに移動を開始しない

(2) まず安否確認をする

災害用伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

(3) 正確な情報により冷静に行動する

公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機など）が安全なのか自ら判断します。

(4) 帰宅できるまで外出者同士が助け合う

一時待機できる屋内施設においては、災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦など）を優先して収容します。

3 帰宅困難者の心得10か条

① 慌てず騒がず、状況確認

② 携帯ラジオをポケットに

③ つくっておこう帰宅地図

④ ロッカー開いたらスニーカー（防災グッズ）

⑤ 机の中にチョコやキャラメル（簡易食糧）

⑥ 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）

⑦ 安否確認、ボイスメール（災害用伝言ダイヤル）や遠くの親戚

⑧ 歩いて帰る訓練を

⑨ 季節に応じた冷暖準備（携帯懐炉やタオルなど）

⑩ 声を掛け合い、助け合おう

第2項 各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
都及び市	「行動ルール」や「帰宅困難者心得10か条」、災害用伝言ダイヤル等について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発に努める。
NTT東日本ー東京西他 通信事業者	災害用伝言ダイヤル171等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。

第2節 駅周辺の混乱防止対策

(環境安全部・府中警察署・府中消防署・東日本旅客鉄道・京王電鉄・西武鉄道)

第1項 基本的な考え方

1 駅での情報提供

駅構内の乗降客や駅前の滞留者、列車の運行情報を得るため、駅に来る人などに対して、誘導場所までの情報を提供する。

2 誘導先の確保

一時集合場所や適当な広さを有する屋外オープンスペースを誘導場所として確保し、駅周辺の滞留者を誘導する。

3 一時収容場所への収容

発災直後は、余震などから二次災害のおそれがあり、道路の通行や代替交通手段も確保できないため、徒歩での帰宅は困難となる。このため、帰宅可能になるまでの間、一時収容施設に収容する。収容された滞留者の中には、一時収容施設への誘導や一時収容施設の運営に対するボランティアも期待できる。

4 帰宅情報の提供

一時収容後、帰宅可能地域や帰宅ルート等の情報を提供し、安全に帰宅させる。

5 駅周辺混乱防止対策協議会の設置

駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び市が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、市、所轄の警察署、消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅周辺混乱防止対策協議会を設置し、災害時の各機関の役割を定める。主な所掌事項は以下の通りである。

- (1) 滞留者の誘導方法と役割分担
- (2) 誘導場所の選定
- (3) 誘導計画、マニュアルの策定
- (4) 防災訓練の実施

第2項 各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
市	(1) 駅周辺に滞留する外出者の誘導先を確保する。 (2) 駅周辺混乱防止対策協議会を設置する。
都	(1) 鉄道事業者に対して、駅周辺の混乱防止のための対策を講じるよう働きかける。 (2) 協議会設置に係る基本方針を策定し、地元区市に提示する。 (3) 広域的な立場から、駅周辺の混乱防止対策について、各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うため、各区市が設置した協議会、警視庁、東京消防庁、東京商工会議所などの事業者団体等を構成員とする連絡会を設置する。
府中警察署	所轄の警察署は、市等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。
府中消防署	所轄の消防署は、市等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。
東日本旅客鉄道 京王電鉄 西武鉄道	駅周辺事業者等の協力を得て、構内放送や駅周辺地図の配布等により、駅から誘導場所までの人の流れをつくとともに、列車の運行状況などの情報を、提供する。

第3節 一時収容施設の確保（環境安全部）

第1項 基本的な考え方

誘導場所に誘導された駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に収容する施設を確保する必要がある。

一時収容施設は、公共施設や民間事業所を問わず幅広く確保する。なお、一時収容施設の収容能力には限りがあるため、外出者の一時収容にあたっては災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦など）の受け入れを優先する。

第2項 各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
市	(1) 所管する施設で受け入れが可能なものを一時収容施設として指定し、市民・事業者に周知する。 (2) 地元の大規模集客施設（ホール、映画館、学校など）の事業者との間で、一時収容場所の提供に関する協定を締結するよう努める。
都	(1) 所管する施設で受け入れが可能なものを一時収容施設として指定し、都民・事業者に周知する。 (2) 広域的な立場から、事業者団体に対して、外出者の一時収容について協力を求める。必要に応じて、一時収容場所の提供に関する協定を締結することにより、市が当該団体の加盟事業者との間で協定が締結できるように努める。

第4節 事業所等における外出者対策（環境安全部・各機関）

第1項 基本的な考え方

1 基本原則「組織は組織で対応する」の徹底

市は、事業者に対し、自助の考え方にに基づき、組織は組織で対応する基本原則により、従業員、顧客に対する安全確保に努めるように求める。また、事業者団体を通じて事業者へ基本原則の周知徹底を図る。

2 一斉帰宅行動の抑制

事業所や学校は、従業員や生徒の安全確保、保護、家族の安否確認等を行うことにより、発災直後の一斉帰宅行動を抑制する。

第2項 事業所の役割

1 災害時の体制整備

従業員や生徒を一時的に事業所または学校に待機させるため、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄(最低3日分)や災害時の対応マニュアルの作成など体制整備に努める。

2 買い物客等の支援

事業者は、買い物客や行楽客など組織に属さない外出者に対して、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な範囲で、一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行う。

3 地域の応急復旧活動への参加

事業者は、従業員を一時的に自社に留め、事業所の応急復旧活動要員として活用し、事業再開に努める。また、留まった従業員は可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するなど、地域再生の一助となるよう努める。

事業所の取り組みが、近隣事業所と連携した対応となることで、地域再生が早まることから、都及び市は、平常時から事業者や従業員の啓発に努める。

第3項 団体等の役割

機 関 名	内 容
公立学校	生徒・児童用備蓄の確保、保護者への連絡体制、引き渡しまでの保護体制の整備を図る。
経済団体 その他事業者	(1) ポスター・パンフレット等の配布、講習会等の開催及び企業備蓄の啓発を行う。 (2) 都や市、地域との連携し、団体及び会員企業向けの対策を講じる。 (3) 地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制の整備を図る。 (4) 災害時は、集約した情報の提供を行う。 (5) 帰宅困難者対応マニュアルの作成、災害時の買い物客等の誘導体制の整備を検討する。

第5節 帰宅支援

都、市及び関係機関等は徒歩帰宅者に対して沿道支援等を実施する。

機 関 名	内 容
市	平常時の取り組みとして、徒歩等による帰宅訓練を実施する。
都	(1) 平常時の取り組みとして、徒歩等による帰宅訓練を実施する。 (2) 全都立学校（島しょを除く。）を帰宅支援ステーションに指定し、水、トイレ、休息の場の提供、沿道情報の提供等を行う。 (3) 帰宅支援ステーションにおける帰宅者支援が円滑に行われるよう運営のガイドラインを作成する。 (4) 帰宅支援ステーションに指定された都立学校への連絡手段の確保に努める。 (5) 沿道の私立学校等との協定を締結して新たな帰宅支援ステーションとして位置づけることを検討する。
府中警察署	避難道路への警官等の配置、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等

	を行う。
府中消防署	火災情報の伝達、市民への初期消火、救出救護の実施の呼びかけ等を行う。
赤十字奉仕団	赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。
東京電力	(1) 平常時において、早期に健全な状態に復旧するための設備対策、訓練等の諸準備をお行う。 (2) 災害時において、首都中枢ならびに人命尊重等を最優先にした電力供給と自治体等と連携した早期復旧に努める。
東京ガス	帰宅者支援のための施設の熱源を確保する。